

令和5年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和5年10月19日
埼玉県人事委員会
委員長 池本誠司

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告（意見）及び勧告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を3,548円（0.94%）下回る結果となりました。そのため、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料表の水準を引き上げることとしました。

また、特別給（ボーナス）についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、年間4.50月分に引き上げることとしました。

月例給と特別給の引上げは2年連続となります。公務を取り巻く環境が厳しさを増す中で、高い使命感を持って職務に精励する職員の皆様にとって、この改定が士気の一層の向上につながることを期待します。

また、人事管理に関しては、複雑多岐にわたる課題への対応が求められる中で、継続的に優秀な人材を確保するため、採用試験制度の不断の見直しが必要になっています。このことを踏まえ、人材の確保、育成及び活用、働き方改革と勤務環境の整備等について、課題や取組の報告を行いました。

職員の皆様にあっては、常に県民からの信頼に応えるべく、より高い倫理観を持って職務に邁進されることを切に望みます。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示された上で、本勧告等に述べた内容について、必要な措置を取られるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。